

令和8年度つくば市立谷田部東中学校部活動運営方針

1. 部活動の目的

本校の教育目標

志をもち、心豊かにたくましく生きる生徒の育成

目指す生徒像

- 1 立志 自分の夢や可能性に意欲的に挑む生徒
- 2 共創 心豊かに誠実に行動し、共に未来を創造できる生徒
- 3 躍動 健康で活力に満ち、いきいきと活動する生徒

部活動における指導目標

- 主体的な活動を通して文化スポーツ活動を楽しむことができるようにする。
 - ・生徒により運営させる部分をつくる。
- 目標、目的達成に向けた活動を通して、社会性を身に付けさせる。
 - ・あいさつ、整理整頓、時間厳守、報告・連絡・相談を徹底する。
- 異学年交流や外部団体、地域との交流の中で協働的な活動が行えるようにする。
 - ・コミュニケーション能力の育成
 - ・ボランティア活動の推奨
 - ・地域学校協働活動の推奨

部活動のテーマ

- 1 挑戦 目標に向かい、困難にも立ち向かう
- 2 感謝 たくさんの支えがあって活動できることを大切に
- 3 絆 仲間とのつながりを大切に

2. 運営組織

【会 長】	(学校長)	【副会長】	(教 頭)
【事務局長】	兼 DCAA 連絡調整	(部活動主任)	
【事務局】	(中体連担当)	【部活動顧問会】	～各部顧問～
野球		サッカー	
ソフトテニス (男子)		ソフトテニス (女子)	
陸上競技		水泳競技	
バスケットボール (男子)		バスケットボール (女子)	
バレーボール		卓球	
剣道		科学	
美術		文芸	
吹奏楽			
部活動外種目 (引率は要相談)			

3. 部活動運営基準

(1) 入部手続きについて

7年生については、4月中旬を選択期間として見学、仮入部を行う。

部活動見学：4月15日（水）

仮入部期間：4月21日（火）～24日（金）

入部届提出締め切り：4月27日（月）

入部届の提出により正式部員として活動を認める。

※入部届は担任が回収し、部活動顧問に提出する。

8、9年生の転入生などで入部を希望する生徒は、7年と同様に担任に入部届を提出する。

※担任は入部届を顧問に提出し、顧問が入部を認めた場合、事務局へ報告する。

(2) 部活動更新確認について

8、9年生は新年度に部活動継続願を提出する。継続をしない場合には、(3)の退部手続きを行うこと。

(3) 退部手続きについて

部活動は3年間継続し活動することが望ましいが、健康上の理由やその他特別な理由で退部しなければならない場合には、退部届を提出する。

※退部を決めるにあたっては、本人、顧問、担任、保護者との話し合いをもち、最も望ましい方向について考えていくようにする。

(4) 出欠席の確認について

・部活動を欠席や早退、遅刻をする場合、本人、または保護者から直接顧問に連絡することが望ましい。

部員から顧問へ経由する場合は確実に連絡が渡るよう指導する。

・土日の欠席についての連絡方法は、各部活動で確認し、徹底すること。

・各部の部長は出席の様子を毎日記録するのが望ましい。

・欠席が続いている生徒については、顧問は学級担任や管理職に情報を共有し保護者と連絡をとり、今後の継続について話し合う。

(5) 練習時間について

①活動時間について

・平日は**2時間以内、休日は3時間以内**とする。

・毎月、**翌月の活動計画及び当月の活動実績を事務局に報告**すること。

①放課後に関して

・平日の活動時間は、**2時間以内**とする。

・完全下校の15分前に活動を終了し、時間内に必ず下校する。

・**7年生は、仮入部期間は17：00までとする。**

②始業前に関して

・朝の練習は行わないこととする。

③土日祭日に関して

・土曜日または日曜日どちらかを休養日とし、**実活動時間を3時間以内**とする。

・大会等で両日活動する場合は、休養日を直近の休日で確保すること。

※ただし、上位大会に進出する等振替が難しい場合は、平日での振替も可とする。

・月ごとの下校時刻内の活動を原則とする。

※ただし、対外活動についてはその限りではない。

・実施する場合は、休日における部活動予定表に記入し、許可を受けること。

④長期休業中に関して

・原則として日直の勤務時間内（8：10～16：40）の活動とする。

・校舎内で活動する部の顧問は、戸締まりの指導をし、確認してから退勤すること。

・長期休業前に、活動計画書を部活動顧問会事務局に提出すること。これを長期休業中の許可願として扱う。なお、保護者に必ず周知し連絡体制を整えること、事務局は各部の活動計画をまとめ、学校長に提出するものとする。

- (6) 大会、練習試合の参加について
- ・大会は、多くても**月1回程度の参加**になるよう、大会を精選すること。
- (7) 活動を行わない日について
- ・原則として毎週月曜日及び木曜日とする（予定変更の日を除く）。
 - ・定期テストの3日前から、また実力テストの前日は「テスト休み」とする。
- (8) 練習について
- ①練習内容に関して
- ・練習指導は、顧問（職員）及び学校長が承認した部活動指導員、外部指導者によって行われる。
 - ※やむを得ず活動場所を離れる場合には、活動場所の近い顧問等に頼む。その際部長を中心に活動できるように内容等の連絡をし、活動終了時の報告もするよう指示しておく。
 - ・練習計画は、見通しを立て1年間を通じて有意義な活動ができるように計画する。
 - ・各部で積極的に奉仕活動を行う。
- ②服装に関して
- ・活動時の服装は、制服や学校指定の体操着、各部指定の練習着とする。
- (9) 登下校について
- ①服装に関して
- ・放課後の活動に最後まで参加した場合、ジャージでの下校を認める。
 - ・休日の練習の登下校は、制服、学校指定の体操着、部指定の練習着とする。
- ②自転車使用に関して
- ・自転車通学については、学校の規定に準ずる。
 - ・大会、練習試合等で校外に出る時は、自転車使用を許可する。但し必ずヘルメットを着用すること。

(10) 活動場所について ※（ ）は雨天時の活動場所

野 球	グラウンド	(新館1階多目的スペース)	男子バスケ	体育館
サッカー	グラウンド	(新館2階多目的スペース)	女子バスケ	体育館
男子テニス	テニスコート	(新館2階オープンスペース)	バレー	体育館
女子テニス	テニスコート	(新館1階オープンスペース)	卓球	柔剣道場
陸上競技	グラウンド	(新館3階オープンスペース)	剣道	柔剣道場
水泳競技	プール	(新館3階多目的スペース)	科学	技術室
美 術	美術室	文 芸 LL室	吹奏楽	音楽室

(11) 部室の使用について

- ・部室は顧問と部員で管理する。鍵は顧問が責任をもって管理する。
 - ・美化を心がけ、不必要な物は部室に持ち込まない。（顧問が随時点検指導する）
 - ・活動中は、荷物を部室か活動場所にまとめて置き、各部で管理すること。
 - ・部室内での飲食はしないこと。
 - ・外及び体育館の倉庫に関しても、使用部活動が協力して責任をもって管理し、部室と同じ扱いと考えること。
- ※長期休業等に計画的に清掃を実施する。（使用トイレも含む）

(12) 活動の制限について

- ・部員のトラブル等で他に迷惑を及ぼした場合は、部活動顧問会にはかり、部全体の活動を制限することがある。
- ・対外活動参加については以下の規定に準ずる。

◎運動系・文化系の部活動を問わず、問題行動の発生した場合は、次のようになる。

対外活動参加前の一ヶ月間をめやすとして

- ・頭髪・ピアス等の外見上（容姿）の改善がされる場合は、配慮する。
- ・法的問題にかかわる場合には、校内活動には参加させるが、対外試合・校外活動への部活動からの参加については検討する。

◎運動系部活動に関しては、公式戦に準じることとし、県中体連申し合わせ事項・大会参加規定を遵守する。

基本的には、部活顧問・学級担任が事前の指導を十分に行い、改善が見られるなら参加を許可する。

これらのルールは、県中体連申し合わせ事項・大会参加規定などに準じている。

※練習にほとんど参加していない生徒については、対外活動の参加を見合わせる。

(13) 総体、新人戦などの公式大会への参加について

- ・総体の場合、組合せ会議終了後、顧問は7年生の部員を連れていくのかどうか管理職と相談し、許可をとる。また、参加する部員数、大会の場所を部活動主任および学年主任、管理職（校長、教頭）に報告する。また、上位大会に進出する場合も上記のことを速やかに行う。
- ・新人戦の場合、組合せ会議終了、総体と同様の流れで連絡・報告・相談を行う。9年生はできる限り授業や出前授業を実施する。

(14) 練習試合、地方大会の参加について

- ・休日に練習試合や地方大会の参加にあたっては、休日の部活動予定表に記入するとともに、所定の承認願いをできるだけ早めに学校長に提出し許可を得る。なお、県外の大会（練習試合・練習会も含む）に参加する際には、学校長の許可を得た上で部員や保護者の十分な理解、協力のもとに入念な実施計画を立案した上で実施する。

◎対外運動競技に参加する場合、国、地方公共団体、学校体育団体の主催、または、これらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

◎対外運動競技の行われる地域の範囲は、県内を原則とする。

なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技についてそれぞれ年1回とする。

（第26集 学校体育指導方針「望ましい運動部活動の在り方」に準ずる。）

(15) バスの利用について

- ・総合体育大会と新人体育大会については、事務局でバスの手配・支払いを行う。
- ・各種大会・練習試合については各部の予算で行う。
※教師の車で送迎はしない。

(16) その他

①常時活動のない種目について

- ・校内での活動がない種目（柔道、新体操、レスリング、バドミントンなど）については、年度初めに種目と大会への参加の有無を確認し、希望があれば大会に出場させることができる。
- ・引率教員については、事務局で検討し、依頼する。

②活動中のけがについて

- ・顧問は速やかに応急処置をとり、学校長、教頭、学年主任、養護教諭、担任、保護者に災害発生状況について連絡・報告・相談を行う。
- ・必要に応じて病院とも連絡をとり、治療までの手続きを行う。
- ・顧問は、災害報告書を作成し、日本スポーツ振興センターの災害給付金の請求について保護者に連絡をする。
- ・DCAA クラブ中のけがについては原則として指導者及び保護者が対応しDCAA のスポーツ安全保険を適用する。

③体育館の割り振りについて

- ・体育館の割り振りは、体育館を使用する部活動の顧問の合議のもと決定する。

④休日に活動する場合の昇降口、職員玄関及び職員室の管理について

- ・校内を使用する場合、体育館通用口からのみ出入りさせ、開け放しにしない。
- ・活動する部活動の顧問が責任をもって鍵を開け閉めする。
- ・職員室を離れる場合、他の職員がいないときには必ず施錠する。
- ・活動終了後は必ず顧問が、部員の下校状況を確認する。生徒が自宅に戻るのに要する時間は帰宅せず、学校に待機していることが望ましい。また、使用場所及び昇降口等、窓やドアの施錠の確認をする。
- ・DCAA クラブが活動終了後はDCAA 指導者及び保護者が活動場所等の鍵の施錠をすること。
※他の部活動やクラブが活動中でも、必ず各部やクラブごとに確認すること。
- ・長期休業中の活動で、16：40を過ぎて行う場合、前もって日直の職員と施錠について打ち合わせしておくこと。
- ・最後に校舎を出る場合、使用の有無に関わらず、1階の施錠を確認するようにする。併せて正門と東門の門扉が閉まっているかどうか確認する。

⑤部活動保護者会について

- ・7年生が正式入部した後に実施する。全体での保護者会は実施しない。

⑥年間活動計画、名簿の作成について

- ・部ごとの年間の活動計画および部員名簿を作成し、事務局に提出する。

⑦部活動の新設・廃部について

- ・部活動を新設する場合は10名以上の生徒が入部することを条件とし、顧問会、職員会議で協議の上決定する。
- ・廃部については、指導者または、入部希望者がいない場合に、顧問会、職員会議において、存続させるかどうかを検討する。廃部までの過程（期間、方法など）については、保護者、生徒の意向も考慮し、十分に検討した上で実施する。

⑧9年生の総体後の活動について

〈総体後〉

- ・運動部は総体終了後、進学に向けて学習に専念するため、原則常時活動は行わないこととする。平日の活動は認めない。
- ただし、受験の特色選抜等に向けて必要な運動をする際は、担任と顧問の許可を得て参加できる。その場合は他の部員と同じ活動をする。

〈進路決定後〉

- ・進路が決まった後の部活動参加については、事前に顧問と担任の許可を得て参加できることとする。平日の活動も可。
- ・土日の活動については、事前に顧問と担任の許可を得て参加できるものとする。ただし、保護者が部活動に参加していることを知っていることを前提とする。他の部員と同じ活動をする。

〈卒業式後〉

- ・卒業式後の活動については、事前に担任と顧問の許可を得て、保護者が部活動に参加していることを承認した上で、土日のみ可とする。平日の参加は不可とする。他の部員と同じ活動をする。

⑨部活動のお別れ試合、お別れ会について

- ア 記念品贈呈をする部活動は、保護者会に会計の依頼を事前にする。
- イ 色紙などを作成する際には、授業中に作成しないように事前指導を行う。
- ウ 学力検査後から卒業式までの間に実施する場合は、ケガをしないよう安全面に配慮する。無理をさせない。準備運動や運動後のストレッチを行う。
- ケガなどが発生した際には保護者への連絡、管理職への報告をする。
- エ 卒業式後に実施する場合でも、9年生は中学校の決まりを守り活動をする。
- オ グラウンドや体育館などを使用する部活は、日程を顧問同士で調整し、部員及び保護者に周知する。
- カ 会食などは実施しない。

⑩DCAA クラブについて

「洞峰地区文化スポーツ推進協会（DOHO Cultural&Athletics Academy（DCAA）」

- ・谷東部活動はDCAAと協働して生徒の文化スポーツ活動を支援するものとする。
- ・DCAAクラブの実施については、DCAA役員の管理の下、各部保護者会の意向によって決定する。
- ・DCAAクラブの活動には各部顧問は原則として参加しない（兼業申請をした場合は限りではない）。
- ・DCAAクラブ指導者と部活顧問は定期的に連絡会議を設け、生徒や活動内容に関する共通理解を図る。